
認知症とともに生きるまち三鷹条例 逐条解説

高 齢 者 支 援 課

目 次

内容

前文	1
第1条 目的.....	3
第2条 定義	5
第3条 基本理念.....	7
第4条 市の責務.....	9
第5条 市民の役割.....	11
第6条 事業者等の役割	13
第7条 基本施策(1)普及啓発・教育および発信支援	15
第7条 基本施策(2)社会参加と交流の場の確保	16
第7条 基本施策(3)早期発見・早期支援の充実.....	17
第7条 基本施策(4)意思決定支援と権利擁護の推進	19
第7条 基本施策(5)包括的な相談支援体制の整備	21
第7条 基本施策(6)家族介護者等への支援.....	23
第7条 基本施策(7)わかりやすいデザインによる環境整備	25
第7条 基本施策(8)調査・研究の推進	27
第8条 推進計画の策定等	29
第9条 財政上の措置	31
第10条 委任	32

前文

認知症は、誰もが自らのこととして向き合う可能性のある身近なものであり、認知症になっても希望を持って自分らしく暮らし続けたいという願いは、市民共通のものである。

三鷹市は、人権を尊重するまち三鷹条例(令和6年三鷹市条例第4号)の理念にのっとり、互いの尊厳を認め合うまちづくりを推進している。したがって、認知症の人の意思と持てる力が等しく尊重され、誰もが自分らしくあり続けられる環境を整える責務を有する。

この認識の下、三鷹市は、市民及び事業者等と協力し、認知症をめぐる不安を解消するとともに、これまでどおりの生活を営むことが難しくなるといった社会通念上の障壁を地域全体の課題として捉え直していかなければならない。そして、一人ひとりの尊厳を重んじ、ともに歩むことで、日常の暮らしを支え合う豊かな地域社会を育んでいく必要がある。

ここに、全ての市民が認知症を自らのこととして受け止め、誰もが安心して暮らし続けることができる「認知症とともに生きるまち三鷹」を実現するため、この条例を制定する。

【趣旨・説明】

本条例の前文は、認知症というテーマを「特別な誰かの問題」から「私たち自身の問題」へと転換し、三鷹市が目指す地域共生社会の姿を宣言するものです。

まず冒頭において、認知症は誰もが自らのこととして向き合う可能性のある身近なものであると定義しています。その上で、「認知症になっても希望を持って自分らしく暮らし続けたい」という願いは、当事者に限らず、すべての市民が抱く普遍的な「市民共通の願い」であることを明らかにしています。本条例の制定に向けた市民意識調査においても、市民の約 8 割が「認知症の人との接点がある」と回答しており、認知症を身近な「自分事」として捉える土壌が既に育まれている現状を反映しています。

➤ 法的基盤と基本理念

この市民共通の願いを実現するための基盤として、上位規範である「人権を尊重するまち三鷹条例」の理念にのっとり、そのことを明記しています。

これは、「人権を尊重するまち三鷹条例」前文に掲げられた「一人ひとりの人権が尊重され、誰もが、いつでも、どこでも、自分らしく生きることができるまちの実現」という理念と響き合う、普遍的な価値であることを明らかにしています。本人が有する意思決定の権利や、その人が本来持っている力が等しく尊重されなければならないとしています。

➤ 「社会モデル」への転換

本条例は、近年国際的にも主流となっている「社会モデル」の視点を採用しています。生活のしづらさは、個人の心身機能のみに起因するのではなく、周囲の無理解や環境の不備といった「社会通念上の障壁」にこそ原因があるという専門的知見に基づき、この障壁を地域全体の課題として捉え直すことを定めています。

この障壁を解消することこそが必要であり、市が先頭に立ち、市民及び事業者等と協力して取り組むべき課題であると位置づけています。

➤ 「ともに生きる」という名称に込めた想い

条例の名称および前文のキーワードである「ともに生きる」という言葉は、本条例の制定に向けた検討の過程で到達した結論です。

当初、市では「認知症にやさしいまち」という名称を検討していましたが、市民意識調査やワークショップ等の結果から、「やさしい」という表現は、「守ってあげる側」と「守られる側」という一方向の関係性を固定化しかねないという課題が浮かび上がりました。これを受け、当事者や家族、専門職等で構成される「三鷹市認知症地域支援ネットワーク会議」及び市において検討を重ねた結果、目指すべきは一方が他方を保護する関係ではなく、互いにパートナーとして役割を持ち、支え合う地域社会であるという認識に至りました。

この認識に基づき、条例の名称を「認知症とともに生きるまち」と決定し、その決意を前文に刻んでいます。互いの尊厳を重んじ、ともに歩むことで、日常の暮らしを支え合う豊かな地域社会（地域共生社会）を育んでいく必要性を示しています。

第1条 目的

(目的)

第1条 この条例は、認知症に関する施策(以下「認知症施策」という。)の基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者等の役割を明らかにするとともに、認知症施策の基本となる事項を定めることにより、認知症施策を総合的かつ計画的に推進し、もって誰もが安心して自分らしくあり続けることができる社会を実現することを目的とする。

【趣旨・説明】

本条は、この条例が何のために存在し、どのような社会を目指すのかという、条例全体の解釈や運用において、常に立ち返るべき指針としての役割を担っています。

条例制定の背景には、市民意識調査で浮き彫りになった「希望と現実のギャップ」があります。調査では、市民の約 6 割が「認知症になっても住み慣れた地域で暮らしたい」と願う一方で、多くの方が「家族への負担」を懸念し、施設入所を検討せざるを得ないと考えている現状が明らかになりました。

本条は、こうした不安を個人の努力だけで解消するのではなく、社会全体の仕組みとして支えることを宣言しています。これにより、施策が一過性のものに終わることなく、将来にわたって継続的に発展していくための強固な土台を築くことを意図しています。

➤ 「総合的かつ計画的」な推進

認知症施策を医療や介護といった特定の分野に限定せず、普及啓発、社会参加、権利擁護、家族支援など、暮らしに関わるあらゆる分野を網羅し(総合的)、かつ将来を見据えた計画に基づいて進めていくことを、市の責務として定めています。

➤ 「市民及び事業者等」の役割

認知症施策は、行政サービスだけで完結するものではありません。市民一人ひとりと、地域の店舗・企業などがそれぞれの立場で役割を果たすことで、地域社会全体で支え合う体制を構築することを目指しています。

➤ 「自分らしくあり続けることができる社会」の実現

本条例の最終的なゴールとして、認知症の有無にかかわらず、個人の尊厳が守られ、住み慣れた地域でその人らしい生活を継続できる社会を実現するという、市の決意を示しています。

この目的は、本条例の上位規範である「人権を尊重するまち三鷹条例」が掲げる「誰もが、いつでも、どこでも、自分らしく生きることができるまち」を、認知症施策の側面から具体化するものとして位置づけています。

第2条 定義

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 認知症 共生社会の実現を推進するための認知症基本法(令和5年法律第65号)第2条に規定する状態をいう。
- (2) 家族等 認知症の人(以下「本人」という。)の家族その他本人と日常生活において密接な関係を有する者をいう。
- (3) 市民 市内に住み、又は市内で働き、学び、若しくは活動する人をいう。
- (4) 事業者等 市内において、営利若しくは非営利の活動、公共的活動その他の活動を営む個人又は団体をいう。
- (5) 市 基礎自治体としての三鷹市をいう。

【趣旨・説明】

本条は、この条例の解釈や運用において基礎となる、主要な用語を定義するものです。

1 第1号(認知症)

「共生社会の実現を推進するための認知症基本法(認知症基本法)」における定義を引用しています。認知症基本法では、「アルツハイマー病その他の神経変性疾患、脳血管疾患その他の疾患により日常生活に支障が生じる程度にまで認知機能が低下した状態として政令で定める状態」とされています。

これにより、国や他自治体の施策との整合性を図るとともに、認知症が脳の機能低下により日常生活に支障を来している状態であることを、医学的・法的な共通認識として定めています。

2 第2号(家族等)

単に法的な親族関係にある「家族」ととどまらず、「本人と日常生活において密接な関係を有する者」を含めて定義しています。これは、事実婚のパートナーや親しい

知人、家族のあり方やケアの多様性を踏まえ、実際に本人を支え、ともに暮らしている人々を支援の対象やパートナーとして広く捉え、尊重するための規定です。

また、本条例において、認知症の人を「本人」と称するのは、認知症を患ったとしても、一人の人間としての尊厳が損なわれることはなく、自らの人生の主人公（主体）であり続けるという決意を込めたものです。

従来の「支援の対象」という捉え方から脱却し、本人の意思を尊重し、その持てる力を発揮しながら共に社会をつくるパートナーとして位置づけることを本旨としています。

3 第3号(市民)

「三鷹市自治基本条例」及び「人権を尊重するまち三鷹条例」と同様に、市内に住所を有する人(住む人)に加え、在勤者(働く人)、在学者(学ぶ人)、そして市内で活動する人を含めた広義の定義を採用しています。認知症施策を推進するにあたっては、居住者だけでなく、三鷹市に関わる多様な人々が「参加と協働」の担い手として、ともに地域づくりに関わっていくことが重要であるという考えに基づいています。

4 第4号(事業者等)

市内において活動するあらゆる事業主体を指します。「人権を尊重するまち三鷹条例」の定義を踏襲し、営利企業や NPO 法人などの「団体」だけでなく、活動を営む「個人」を含めている点が特徴です。これにより、会社組織のみならず、個人事業主やフリーランスなども含め、地域社会を構成し、「認知症とともに生きるまち」をともにつくっていく重要なパートナーであることを明確にしています。

5 第5号(市)

「三鷹市自治基本条例」と同様に、基礎自治体としての三鷹市を指します。

第3条 基本理念

(基本理念)

第3条 認知症施策の推進は、次に掲げる基本理念に基づき取り組まなければならない。

- (1) 本人及び家族等の意思が尊重され、不当な差別的扱いや誤解を受けることなく、自分らしくあり続けられること。
- (2) 本人が、地域の一員として経験や個性を生かして主体的に活動し、まちづくりに関わること。
- (3) 市民及び事業者等が、認知症への正しい理解を深め、自分事として支え合う環境を整えること。
- (4) 家族等の生活と健康が、本人とのつながりを保ちつつ、等しく守られること。

【趣旨・説明】

本条は、市、市民及び事業者等が認知症施策を推進するにあたって、常に立ち返るべき4つの基本的な考え方(基本理念)を規定するものです。

1 第1号(本人及び家族等の意思の尊重と差別の禁止)

本人やその家族等が、認知症であることを理由に不当な差別的扱いを受けたり、周囲の誤解によって社会参加を阻まれたりすることのないよう、「人権を尊重するまち三鷹条例」第3条にある「不当な差別的取扱い」の禁止を認知症の分野で具体化しています。

また、認知症の進行度合いにかかわらず、本人の意思(自己決定権)が最大限に尊重されることを基本とするとともに、周囲の決めつけや偏見を排し、その人が望む「自分らしい」生活を継続できることが、施策の根幹であることを示しています。

2 第2号(地域社会への参加と主体的活動)

本人が、単に支援を受けるだけの「客体」ではなく、地域社会を構成する重要な一員として、これまでの経験や個性を生かして主体的にまちづくりに関わる権利を有することを確認しています。これは、「三鷹市自治基本条例」第4条が保障する「まちづ

くりを主体的に行う権利」に基づくものであり、認知症になっても役割や生きがいを持って活動できる包摂的な社会参加の重要性を規定しています。

3 第3号(理解の促進と支え合う環境づくり)

認知症施策の推進には、行政だけでなく、地域社会全体の協力が不可欠です。「人権を尊重するまち三鷹条例」第3条(基本理念)にある「自己と他者の人権に対する意識を高め」という考え方を踏まえ、市民と事業者等が認知症への正しい知識を持ち、それを他人事ではなく「自分事」として捉えることの必要性を説いています。相互に支え合う環境を整えることは、「三鷹市自治基本条例」が掲げる「参加と協働」の実践であり、地域共生社会の基盤となるものです。

4 第4号(家族等の生活と健康の保障)

本人を支える家族等もまた、支援を必要とする存在であることを明記しています。市民意識調査では、認知症を自分事として捉えたときの最大の懸念が「家族への負担」であることが浮き彫りになりました。家族等自身の生活(仕事や社会参加など)と健康が守られることは、持続可能な在宅生活には不可欠です。ここでは、家族等が本人との関係性を保ちつつも、介護負担による心身の疲弊や社会的孤立を防ぎ、等しく権利が守られるべきであることを理念として定めています。これは、「人権を尊重するまち三鷹条例」で掲げる、誰もが自分らしく生きることができるまちの実現の一環です。

第4条 市の責務

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念にのっとり、本人及び家族等の意見を尊重しながら誰もが自分らしく安心して暮らし続けられるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進する責務を有する。

【趣旨・説明】

本条は、第3条で定めた「基本理念」を実現するために、市が果たすべき具体的な責任と役割を規定するものです。

➤ 基本理念に基づく施策の展開

市は、認知症施策を推進するにあたり、常に前条の基本理念(本人の意思尊重、地域参加、理解促進、家族支援)に立ち返らなければなりません。これは、「人権を尊重するまち三鷹条例」第5条(市の責務)において、基本理念に基づき施策を推進すると定めているのと同様に、理念と施策が不可分であることを示しています。

➤ 当事者性の尊重と意見の反映

施策の推進にあたっては、行政側の一方的な判断ではなく、「本人及び家族等の意見を尊重」することを義務付けています。これは、本人が単なる支援の受け手ではなく、まちづくりの主体であることを規定しており、「三鷹市自治基本条例」第4条が保障する「市政に参加する権利」や、同条例第29条にある「計画等の策定過程における市民の多様な参加」の原則を、認知症施策の分野で具体化するものです。

➤ 誰もが自分らしく暮らせる社会の実現

最終的な目標として、認知症の有無にかかわらず「誰もが自分らしく安心して暮らし続けられる」状態を目指すことを明記しています。市は、ハード・ソフト両面からの環境整備を通じて、この目標を達成する責務を負っていることを宣言しています。

➤ 総合的かつ計画的な推進

認知症を取り巻く課題は、医療・介護だけでなく、権利擁護、交通、住宅、地域コミュニティなど多岐にわたります。そのため、市には対症療法的な対応ではなく、部局横断的な連携を図りながら「総合的かつ計画的」に施策を進める責務があると示しています。これは、「三鷹市自治基本条例」第13条において、基本構想や基本計

画に基づき「総合的、計画的な市政運営を行う」とされていることと整合しており、継続性と実効性のある支援体制の構築を目指すものです。

第5条 市民の役割

(市民の役割)

第5条 市民は、認知症を自分たちの課題として捉え、誰もが暮らしやすい地域づくりに協力するよう努めるものとする。

【趣旨・説明】

本条は、基本理念を実現するために、市民が果たすべき主体的な役割について規定するものです。

➤ 「自分たちの課題(自分事)」としての認識

認知症は誰にでも起こりうる身近なものであり、特定の誰かだけの問題ではありません。本条では、市民一人ひとりが認知症を他人事ではなく、自分自身や家族、友人の問題、すなわち「自分たちの課題」として捉える意識を持っていただくという思いを表現しています。

市民意識調査では、多くの市民が「認知症についてもっと知りたい」「困っている人がいれば手助けしたい」という意欲を持っていることが確認されています。こうした市民の関心を具体的な行動へとつなげることは、「人権を尊重するまち三鷹条例」第3条(基本理念)にある「自己と他者の人権に対する意識を高め」る姿勢を、認知症の分野において具体化するものです。

➤ 地域づくりへの協力と「参加・協働」

行政による公的な支援(公助)だけでは、きめ細かな認知症施策を完遂することは困難です。そのため、市民が行政や事業者等と連携し、「誰もが暮らしやすい地域づくり」に協力的な役割を果たすことを期待しています。これは、「三鷹市自治基本条例」が掲げる「参加と協働」の原則に基づき、市民がまちづくりの単なる受益者にとどまらず、重要な担い手であることを示すものです。日々の暮らしの中で正しい理解を深め、見守りや声かけなどの小さな支え合いを積み重ねることが、結果として地域共生の実現につながります。

➤ 努力義務としての規定

末尾を「努めるものとする」としているのは、市民の自発的な意思や活動を尊重するためです。本条は、市民に過度な負担を強いるものではありません。強制では

なく、市民一人ひとりが日々の暮らしの中で、できる範囲で認知症への理解を深め、見守りや声かけなどの支え合い活動に協力などをお願いするものです。

第6条 事業者等の役割

（事業者等の役割）

第6条 事業者等は、従業者が認知症への理解を深める機会を設けるとともに、本人及び家族等が安心して利用できるサービスを提供し、並びに本人及び家族等の就労その他の社会参加を継続できるよう配慮に努めるものとする。

【趣旨・説明】

本条は、基本理念に基づき、地域社会の構成員である事業者等が、その事業活動を通じて取り組むべき具体的な役割と配慮事項について規定するものです。

➤ 従業者への教育と理解の促進

事業者等に対し、その雇用する従業者が認知症への正しい知識や対応方法を身につけられるよう、研修や学習の機会への協力を呼びかけるものです。これは、顧客や取引先として接する本人への不適切な対応を防ぐだけでなく、地域全体で見守り、支える基盤をつくるために重要です。「人権を尊重するまち三鷹条例」第7条においても、事業活動における人権尊重の努力義務が定められており、認知症に関する理解を深めることはその具体的な実践の一つとなります。

➤ 安心して利用できるサービスの提供

商品やサービスの提供にあたり、本人やその家族等が排除されたり、不便を感じたりすることなく、安心して利用できるよう配慮を持っていただくという思いを表現しています。例えば、わかりやすい案内表示や、本人のペースに合わせた丁寧な対応などが考えられます。これは、事業者等が地域社会との調和を図り、快適な環境の実現に寄与するという「三鷹市自治基本条例」第6条の理念に通じるものです。

➤ 就労継続と社会参加への配慮

また、従業員自身が認知症になった場合や、家族の介護が必要になった場合でも、離職することなく働き続けられるような職場環境の整備（就労継続支援）の協力をお願いするものです。特に若年性認知症の人にとっての就労の重要性や、家族が仕事を続けながら介護すること（ビジネスケアラーへの支援）の必要性が高まっていることを踏まえ、事業者が雇用主としての側面からも、認知症とともに生きる社会の実現に貢献することを期待しています。加えて、本条が表現する配慮は、就労

の継続にとどまりません。ボランティア活動や趣味の集いなど、本人が希望する多様な社会参加の機会が、認知症を理由に閉ざされることのないよう、地域社会の一員として配慮することを表現しています。こうした取組は、認知症になっても役割を持って地域に関わり続けたいという本人の願いに応えるものであり、基本理念である「自分らしくあり続けること」を、就労や社会活動という側面から支える重要な規定です。

➤ 努力としての規定

事業活動の自由や業務の特性を考慮し、一律の強制ではなく「努めるものとする」という努力規定としています。しかしながら、事業者等は地域社会を構成する重要なパートナーであり、「人権を尊重するまち三鷹条例」や「三鷹市自治基本条例」の趣旨を踏まえ、主体的に「認知症とともに生きるまち」の実現に貢献することが期待されています。

第7条 基本施策（１）普及啓発・教育および発信支援

（基本施策）

第7条 市は、認知症施策を効果的に推進するため、次に掲げる事項を基本として必要な施策を講ずるものとする。

（１）認知症に関する正しい知識の普及啓発及び教育並びに本人及び家族等による体験や意見の発信への支援

（略）

【趣旨・説明】

本条は、第3条の基本理念を実現するために、市が講ずべき施策の基本となる事項(柱)を定めるものです。以下、第1号について解説します。

1 第1号(普及啓発・教育および発信支援)

本号は、地域社会における偏見や誤解を解消し、共生の基盤を作るための施策について規定しています。

➤ 誤解の解消と教育の推進

認知症に関する誤った認識は、本人を社会から遠ざけ、家族を孤立させる主たる要因となります。本条例の制定に向けた市民意識調査では、回答者の多くが普及啓発の重要性を指摘しており、特に小中学生の約75%が「認知症についてもっと知りたい」と回答しています。こうした未来を担う世代の高い関心に応えるため、市民や事業者等に対する普及啓発活動に加え、学校教育の場を通じて、医学的な知識だけでなく、本人の心情や接し方を学ぶ機会の提供を図ります。

➤ 本人及び家族等による発信への支援

施策の推進にあたって特に重要な点は、行政による一方的な情報提供にとどまらず、「本人及び家族等による体験や意見の発信」を支援することです。

市民意識調査においても、「当事者の話を聞いてイメージが大きく変わった」という意見が多数寄せられました。当事者の生の声こそが、人々の心を動かし、理解を深める最も有効な手段であるためです。これは、「人権を尊重するまち三鷹条例」第10条(教育、啓発及び情報提供)の趣旨を、認知症分野において具体化するものです。

第7条 基本施策（２）社会参加と交流の場の確保

（基本施策）

第7条 市は、認知症施策を効果的に推進するため、次に掲げる事項を基本として必要な施策を講ずるものとする。

（略）

（２）本人及び家族等の希望や関心に応じた社会参加の機会並びに地域において交流できる場の確保

（略）

【趣旨・説明】

２ 第2号（社会参加と交流の場の確保）

本号は、認知症になっても社会とのつながりを保ち続けるための施策について規定しています。

➤ 本人の意思に基づいた社会参加の機会

本人が求めているのは、単なる「介護」や「見守り」だけではありません。

本条例の制定に向けた市民意識調査において、約3割の市民が「社会参加の機会の確保」を求めており、ヒアリングでは若年性認知症の方などから「役割を持ち続けたい」「就労を継続したい」という切実な声が寄せられました。

本号では、こうした声に応え、本人が持つ能力や経験、そして「希望や関心」に応じて、就労、ボランティア、趣味活動など、役割を持って社会に貢献する機会を確保することを定めています。

➤ 地域において交流できる場の整備

また、本人や家族が地域で孤立しないよう、誰もが気軽に立ち寄れる「地域において交流できる場（居場所）」の整備を推進します。具体的には、認知症ピアサポート事業や認知症カフェなどの拡充が挙げられます。

これは、「三鷹市自治基本条例」第31条が目指すコミュニティ活動の活性化や、既存の「地域ケアネットワーク」のような支え合いの仕組みを、認知症という視点からさらに発展させるものです。

第7条 基本施策（3）早期発見・早期支援の充実

（基本施策）

第7条 市は、認知症施策を効果的に推進するため、次に掲げる事項を基本として必要な施策を講ずるものとする。

（略）

（3）早期発見及び早期診断に資する体制の整備並びに状態に応じた適切な支援を早期から受けるための施策の充実

（略）

【趣旨・説明】

3 第3号（早期発見・早期支援の充実）

本号は、医療とケアの切れ目のない連携体制について規定しています。

➤ 早期診断の重要性と「空白期間」の解消

認知症は、早期に気づき、適切な対応を始めることで、症状の進行を緩やかにしたり、生活上の困難を減らしたりすることができる場合があると言われています。

また、早期診断は、本人自身が病気と向き合い、将来の生活について自らの意思で決定し、準備するための時間を確保するために不可欠です。しかし、診断を受けてもどこに相談すればよいか分からず、孤立してしまう「診断直後の空白期間」が課題となっています。市民意識調査においても、市民が市に最も期待する施策として挙げたのが「早期発見・早期支援（約71%）」でした。

➤ 医療・ケアの連携体制の強化

こうした市民の不安に応え、孤立を防ぐため、認知症が疑われる段階から、その人の状態の変化に応じて、途切れることなく適切な支援を受けられる体制を整えます。具体的には、身近なかかりつけ医として初期相談や専門医療機関への橋渡しを行う「三鷹市もの忘れ相談医¹」や、地域の関係職種との連携強化に取り組む「認

¹ 認知症の早期発見・早期対応のため、初診から積極的に認知症の診断に介入するとして三鷹市医師会に登録をしている医師で、認知症の初期相談や専門医療機関への橋渡しを行う役割を担います。

知症サポート医²」と連携し、初期の相談から専門的な診断・治療へのスムーズな移行を支援します。

また、医師や専門職からなる「認知症初期集中支援チーム」による家庭訪問支援などを通じて、診断直後からその時々の方の状態に応じた適切な支援（医療、ケア、心理的サポート等）を早期から受けられる体制を構築します。

² 認知症の診断・治療・ケアの向上を目的に、都道府県の養成研修を修了した医師であり、かかりつけ医への支援や地域との関係職種との連携強化に取り組む中核的な存在です。

第7条 基本施策（４）意思決定支援と権利擁護の推進

（基本施策）

第7条 市は、認知症施策を効果的に推進するため、次に掲げる事項を基本として必要な施策を講ずるものとする。

（略）

（４）本人の意思決定支援及び成年後見制度の利用促進等による権利擁護の推進

（略）

【趣旨・説明】

4 第4号（意思決定支援と権利擁護の推進）

本号は、認知症により判断能力が低下した場合でも、本人の権利と尊厳を守るための施策について規定しています。

➤ 本人の意思決定支援の推進

認知症の進行により意思表示が困難になっても、本人には「こうありたい」という意思や感情が存在します。そのため、周囲の支援者が最善の利益を代行して判断するだけでなく、本人の意思を丁寧に汲み取り支援する「意思決定支援」を推進します。

具体的には、本人が元気なうちから、あるいは診断後も、これからの人生で大切にしたいことや医療・ケアに関する希望を家族や支援者と話し合い、共有するプロセス（ACP：アドバンス・ケア・プランニング）を支援します。そのためのツールとして、市が配布するエンディングノート「わたしの人生ノート³」などの普及を進めます。

➤ 成年後見制度の利用促進と権利擁護

また、判断能力が不十分になった方の財産管理や契約などを法的に支援するため、「成年後見制度」の利用促進を図ります。

³ 医療・介護・終末期の意思や大切にしたいことなどを、自分自身で整理・記録できるエンディングノート。市役所や地域包括支援センターで配布しています。

三鷹市社会福祉協議会に委託している「権利擁護センターみたか」が中心となり、制度の周知や利用支援を行うことで、悪質商法による消費者被害や虐待を防止します。

これは、「人権を尊重するまち三鷹条例」における課題（認知症高齢者等の権利擁護）を具体化し、最期までその人らしい人生を全うできる権利を保障するものです。

第7条 基本施策（５）包括的な相談支援体制の整備

（基本施策）

第7条 市は、認知症施策を効果的に推進するため、次に掲げる事項を基本として必要な施策を講ずるものとする。

（略）

（５）本人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるための包括的な相談支援体制の整備

（略）

【趣旨・説明】

５ 第5号（包括的な相談支援体制の整備）

本号は、複合的な課題に対応するための相談支援体制について規定しています。

➤ 複合的な課題へのワンストップ相談対応

本人や家族が抱える課題は、医療・介護だけでなく、生活困窮、就労、住宅確保など多岐にわたります。市民意識調査では「早期発見」に次いで「相談支援の充実（60%）」への期待が高く、特に「どこに相談してよいか分からない」という不安の声が多く寄せられました。これらの課題に対し、縦割り行政の弊害を排し、ワンストップで相談を受け付ける「包括的な相談支援体制」を整備します。これにより、いかなる困りごとに対しても「たらい回し」にすることなく、伴走型で支援する体制を整えます。

➤ 高齢者なんでも相談センター（地域包括支援センター）を中核とした連携

具体的には、市内各地域（7箇所）に設置されている「高齢者なんでも相談センター（地域包括支援センター）」を中核とした重層的な相談支援ネットワークを構築します。

また、東京都が設置する「認知症疾患医療センター⁴」や、若年性認知症に特化した「若年性認知症総合支援センター⁵」とも連携を図りながら総合的な取組みを推進します。

⁴ 三鷹市を含む北多摩南部地域では、杏林大学医学部付属病院もの忘れセンターが地域拠点型センターに指定されています。

これは、「人権を尊重するまち三鷹条例」第 11 条(相談等及び救済)において、相談者に寄り添いながら問題解決に向けた支援に取り組むとしている責務とも合致するものです。

⁵ 65 歳未満で発症した若年性認知症の本人とその家族を対象に、専任支援コーディネーターが電話・面談・訪問支援を通じ、就労継続支援、経済保障、医療・介護・障害制度などの情報提供およびコーディネートを一ストップで行う東京都の相談支援窓口です。都内では、目黒区と日野市の 2 拠点に整備されています。

第7条 基本施策（6）家族介護者等への支援

（基本施策）

第7条 市は、認知症施策を効果的に推進するため、次に掲げる事項を基本として必要な施策を講ずるものとする。

（略）

（6）家族等の精神的及び身体的な負担の軽減並びに生活の安定を図るための支援の充実

（略）

【趣旨・説明】

6 第6号（家族介護者等への支援）

本号は、本人を支える家族等（ケアラー）の精神的及び身体的な負担の軽減並びに生活の安定を図るための支援について規定しています。

➤ 「当事者」としての家族等の現状

本人に加え家族等もまた、悩みや葛藤を抱える「当事者」です。介護による精神的及び身体的な疲労や社会的孤立、離職による経済的不安、さらにはヤングケアラー問題などのリスクに晒されています。市民意識調査においても、「認知症と聞いて思い浮かぶイメージ」の第1位は「家族への負担が心配（約46%）」でした。住み慣れた地域で暮らしたいと願いつつも、家族への迷惑を懸念して施設入所を選択肢に入れざるを得ないという「希望と現実のギャップ」が浮き彫りになっています。

➤ 多様なニーズに応える支援体制の整備

こうした切実な現状を踏まえ、本号では、家族等が孤立することなく、必要な時に適切な支援につながる体制づくりを定めています。

具体的には、レスパイトケア（休息）の提供や、悩みを分かち合うピアサポート（家族会等での交流）、介護知識を学ぶ「介護者教室」などの活動を支援します。また、医療機関や介護サービス事業者等と連携し、ヤングケアラーを含む家族等の就労・就学継続支援など、その時々状況に応じた支援が円滑に提供されるよう努めます。

➤ 家族等の生活の質の確保

これらの施策は、家族等が犠牲になることなく、心身の健康と生活の安定（生活の質）を守ることを目的としています。

家族自身の人生を大切にできることこそが、結果として本人の在宅生活の継続につながるという視点に基づき、基本理念にある「家族等の生活と健康」を守るための具体的な実践となります。

第7条 基本施策（7）わかりやすいデザインによる環境整備

（基本施策）

第7条 市は、認知症施策を効果的に推進するため、次に掲げる事項を基本として必要な施策を講ずるものとする。

（略）

（7）認知症の特性に配慮したわかりやすいデザインによる環境整備の推進

（略）

【趣旨・説明】

7 第7号(わかりやすいデザインによる環境整備)

本号は、ハード・ソフト両面からのバリアフリー化とユニバーサルデザインの推進について規定しています。

➤ 認知症の視点に立ったまちづくり

本人が外出や社会参加をする際、複雑な案内表示や不慣れな手続きが障壁(社会的バリア)となり、外出を躊躇させる要因となっています。アンケートの自由記述でも「分かりやすい案内板の設置」や「迷子になった時にわかる表示」を求める声が寄せられました。

これらを受け、段差の解消などの物理的な整備に加え、認知症の視点に立った「わかりやすい案内表示(サイン)」の設置や、手続きの簡素化などに努めます。

具体的な整備にあたっては、「三鷹市バリアフリーのまちづくり基本構想 2027」に基づくとともに、先進事例である福岡市の「認知症にやさしいデザインの手引き」なども参考にしながら、誰もが記憶に頼らず安心して行動できる空間づくりに取り組みます。

➤ ソフト面での配慮と見守り体制の強化

情報提供やコミュニケーションにおいては、「やさしい日本語ガイドライン」にあるように、難しい言葉を言い換えたり、情報を整理して短く伝えたりするなど、相手に配慮した手法を取り入れます。

また、本人が行方不明になる不安を軽減するため、二次元コードを活用した「三鷹市認知症ひとり歩き高齢者等見守りシール事業(どこシル伝言板サービス)」をは

じめ、本人の安全確保や家族の負担を軽減する取組みを推進します。万が一の際にも地域全体で見守り、早期に発見・保護できる体制を強化することで、本人が安心して外出できる環境を整えます。

こうした取組みは、結果として高齢者や障がい者、子どもを含む全ての市民にとって暮らしやすいまちづくりにつながるものです。

第7条 基本施策（8）調査・研究の推進

（基本施策）

第7条 市は、認知症施策を効果的に推進するため、次に掲げる事項を基本として必要な施策を講ずるものとする。

（略）

（8）関係機関等と連携した調査及び研究による認知症施策の効果的な推進

（略）

【趣旨・説明】

8 第8号（調査・研究の推進）

本号は、客観的な根拠と地域連携に基づいた施策運営について規定しています。

➤ 科学的知見と地域資源の活用

認知症に関する医療やケアの技術は日々進歩しており、市民からも予防や進行を遅らせる取り組みへの関心が寄せられています。また、地域の状況も常に変化しています。こうした変化に対応し、効果的な施策を展開するためには、科学的な裏付けが不可欠です。本号では、大学や研究機関、専門職団体、民間事業者等のほか、独自の地域資源である「三鷹市福祉 Labo どんぐり山⁷」と連携して、最新の知見や市内の実態に関する調査・研究を行い、効果的に認知症施策を進めていくことを定めています。

➤ EBPMと協働による課題解決

調査・研究で得られた成果に基づき、施策を立案・検証（EBPM：証拠に基づく政策立案）することで、より効果的な支援につなげます。

これは、「三鷹市自治基本条例」第32条が掲げる「協働」を、産学官民の連携によるイノベーション創出という形で実践するものです。同時に、「人権を尊重するまち三鷹条例」第9条（情報収集及び調査研究）の規定とも連動し、地域の知を結集して課題解決にあたる姿勢を示すものです。

⁷ 旧「三鷹市立特別養護老人ホームどんぐり山」の施設を活用し、「在宅医療・介護研究センター」「介護人材育成センター」「生活リハビリセンター」の3部門を連携・運営する高齢者の在宅生活支援を目的とした複合型福祉拠点です（令和5年12月開設）。

第8条 推進計画の策定等

（推進計画の策定等）

第8条 市長は、この条例の目的を達成するため、認知症施策の推進に関する計画（以下「推進計画」という。）を定めるものとする。

2 市長は、推進計画の策定に当たっては、あらかじめ三鷹市健康福祉総合条例（平成9年三鷹市条例第5号）第 37 条に規定する三鷹市健康福祉審議会の意見を聴かなければならない。

3 市長は、推進計画を定め、又は変更するときは、あらかじめ関係機関等と協議を行うとともに、本人及び家族等の意見を反映するよう努めるものとする。

4 市長は、定期的に推進計画に基づく施策の実施状況を公表するものとする。

【趣旨・説明】

本条は、第7条で定めた基本施策を、具体化し実行に移すための「推進計画」について、その位置づけや策定プロセスを規定するものです。

1 推進計画の策定義務（第1項）

認知症施策は、医療、介護、生活支援、地域づくり、権利擁護など極めて多岐にわたります。これらを単発的な事業の積み重ねで終わらせないため、中長期的な視点を持って「総合的かつ計画的」に進める必要があります。

本項では、施策推進の羅針盤となる「推進計画」を策定することを市の責務として明記し、行政の継続性を担保するとともに、着実な施策の実行を宣言しています。

➤ 他計画との整合性と調和

本計画は、国の「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」第 13 条に基づく市町村計画として位置づけられます。

策定にあたっては、縦割り行政の弊害を排し、相乗効果を生み出すため、密接不可分な関係にある「高齢者計画」や「介護保険事業計画」と矛盾なく「調和」した内容とすることを求めています。なお、実務上の効率性を考慮し、これらの計画と一体的に策定される場合も想定しています。

2 審議会による専門的な検証(第2項)

計画の実効性を高めるためには、行政だけで決めるのではなく、客観的な検証が不可欠です。

そのため本項では、「三鷹市健康福祉総合条例」に基づく「三鷹市健康福祉審議会」の意見を聴くことを義務付けており、医療・福祉の専門家等の知見を計画に反映させます。

3 本人及び家族等の意見反映(第3項)

さらに、当事者である本人や家族、現場の事業者、そして地域住民の生きた声を反映させることが重要です。

本項は、「三鷹市自治基本条例」第 29 条(計画の策定過程等)にある市民参加の原則に基づき、関係機関等と協議を行うとともに、「本人及び家族等の意見を反映するよう努める」ことを規定しています。具体的には、当事者や家族、医療・介護関係者等で構成される「三鷹市認知症地域支援ネットワーク会議」等の場を活用し、策定段階から「協働」による計画づくりを実践します。

4 進行管理と公表(第4項)

策定された計画は、行政内部の目標にとどまらず、市民との「約束」でもあります。

本項では、計画に基づく施策の実施状況を定期的に公表することを義務付けています。これは、「三鷹市自治基本条例」が掲げる「説明責任(アカウンタビリティ)」を果たし、行政の透明性を確保するとともに、目標や課題を市民と共有することで、PDCAサイクル(計画・実行・評価・改善)を地域全体で回していくための基盤となる規定です。

第9条 財政上の措置

(財政上の措置)

第9条 市は、認知症施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

【趣旨・説明】

本条は、第7条に掲げる基本施策や第8条の推進計画を着実に実行していくために不可欠な、財政的な裏付け(予算措置)について規定するものです。

➤ 施策の実効性を担保する財政基盤

施策を推進する計画があっても、それを実行するための予算が伴わなければ、施策は画餅に帰してしまいます。市民意識調査においても、「絵に描いた餅にしないほしい」「継続的な支援をお願いしたい」といった切実な声が寄せられました。認知症施策は、相談支援体制の整備、普及啓発、地域づくりなど、継続的な取り組みが必要なものが多く、安定した財政基盤が不可欠です。本条は、市が施策推進のために必要な予算の確保に努めることを明記し、条例の実効性を担保しようとするものです。

➤ 持続可能な支援体制の構築

認知症の人や家族を支える取り組みは、短期間で完結するものではなく、長期的な視点が必要です。

必要な財政上の措置を講じるよう努めることで、施策を一過性のイベントに終わらせず、将来にわたって安心して利用できる持続可能な支援体制の構築を目指します。

第10条 委任

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

【趣旨・説明】

本条は、この条例の施行に関し、条例本文には規定されていない具体的な手続きや細目について、市長が規則や要綱等で定めることを規定するものです。

➤ 条例と規則等の役割分担

条例は、議会の議決を経て制定されるものであり、基本理念や市民の権利義務、施策の根幹となる事項を定める「基本法」としての性格を有します。これに対し、日々の行政事務における申請書の様式、具体的な事務処理の手順、庁内組織の設置規定などの細目については、社会情勢の変化や行政需要に合わせて柔軟かつ迅速に対応する必要があります。

そのため、すべての事項を条例で網羅するのではなく、施行に必要な細かな事項については、行政の長である市長に委任し、規則や要綱等で定めることとしています。

➤ 行政運営の効率化と弾力性の確保

本条を置くことにより、例えば第8条に基づく「推進計画」を策定するための詳細な事務手続きや、相談窓口の運営に関する要領などを、条例の改正手続きを経ることなく、行政側の判断で機動的に整備・改廃することが可能となります。

これは、「三鷹市自治基本条例」第10条が求める、執行機関が自らの判断と責任において公正かつ誠実に事務を処理し、能率的な行政運営を行うための法的基盤を整えるものです。

➤ 想定される委任事項

具体的には、以下のような事項が別に定められることが想定されます。これらは、条例の実効性を高め、きめ細かな施策を展開するための「実務的な受け皿」となります。

-
- ◆ 「推進計画」の策定等に関する詳細な事務手続き
 - ◆ 相談窓口の運営や支援事業の申請手続き
 - ◆ 庁内の連絡調整会議の設置要綱
 - ◆ その他、条例の実施に必要な様式や規定 等

認知症とともに生きるまち三鷹条例

逐条解説

発 行 令和8年7月

発行者 三鷹市

〒181-8555 東京都三鷹市野崎一丁目1番1号

三鷹市健康福祉部高齢者支援課介護予防係

電 話 0422-29-8388

メール koreisha@city.mitaka.lg.jp